

民間企業の身分を併有する任期付職員の受入れ等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間企業に勤務する社員（以下「民間企業社員」という。）を伊勢原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年伊勢原市条例第34号）第2条又は第3条の規定に基づき採用し、市政への民間活力の導入を図り、もって行政運営の活性化及び効率的な業務執行に資するため、民間企業社員の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間企業 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）第2条第2項に規定する民間企業をいう。
- (2) 併有型任期付職員 民間企業社員をその身分を保有したまま、期間を定めて伊勢原市（以下「市」という。）の任期付職員として採用される者をいう。
- (3) 在籍型出向受入 併有型任期付職員として市の業務に従事させることをいう。

(在籍型出向受入の決定)

第3条 市長は、民間企業から在籍型出向受入の申出があったときは、目的を効果的に達成すると見込めるかを確認の上、在籍型出向受入の可否を決定する。

- 2 市長は、目的を達成すると見込む配置予定先の任命権者（以下「配置予定先任命権者」という。）が市長と異なる場合には、配置予定先任命権者と協議しなければならない。

(任用期間)

第4条 併有型任期付職員の任用期間は、3年を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、目的を効果的に達成するためその他必要があるとする場合には、当該併有型任期付職員が勤務する民間企業（以下「出向元企業」という。）と協議の上、在籍型出向受入を開始した日から引き続き5年を超えない範囲内において任用期間を延長することができる。

（任命及び配置先）

第5条 併有型任期付職員は、出向元企業の社員の身分を併有するものとし、市長が任命する。

- 2 併有型任期付職員の配置先は、あらかじめ市と出向元企業が協議の上定めるものとする。

（服務）

第6条 併有型任期付職員は、出向元企業や出向元企業と主たる業種が同一の民間企業に対する処分等（法令に基づく許認可、補助金交付等）に関する事務又は出向元企業との間における契約の締結若しくは履行に関する事務に従事してはならない。

- 2 併有型任期付職員は、市において知り得た秘密を漏らしてはならない。任用期間の終了後においても同様とする。

（勤務時間及びその他の勤務条件）

第7条 併有型任期付職員の勤務時間その他の勤務条件は、原則として市職員に適用される法令等の例による。

（給与等）

第8条 併有型任期付職員の給与及び手当（通勤費を含む。）等の経費負担については、市と出向元企業が協議の上定めるものとする。

（災害及び通勤による災害）

第9条 併有型任期付職員の災害又は通勤による災害は、市と出向元企業が協議の上処理をするものとする。

(営利企業の従事に関する許可)

第 10 条 市長は、併有型任期付職員が出向元企業に従事する場合においては、伊勢原市職員の営利企業の従事に関する許可の基準を定める規則（昭和 44 年伊勢原市規則第 12 号）の規定に基づき許可をするものとする。

(懲戒処分等)

第 11 条 併有型任期付職員の懲戒処分等は、市と出向元企業が協議の上行うものとする。

(在籍型出向受入終了後の職務制限)

第 12 条 出向元企業は、任用期間の終了後 2 年間は、当該併有型任期付職員を次に掲げる業務に従事させてはならない。

(1) 市との間の契約の締結又は履行に関する業務

(2) 市の出向元企業に対する法令の規定に基づく検査、搜索、差押えその他これらに類する行為に関する業務

(3) 市に対する折衝又は市からの情報の収集を主として行う業務

(協定の締結)

第 13 条 在籍型出向受入の実施に関し、必要があると認めるときは、出向元企業と協定を締結することができる。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和 8 年 5 月 1 日告示第 118 号）

この告示は、令和 8 年 5 月 7 日から施行する。